



## 河川堤防の刈草はいかがですか？

### ～堤防除草で発生する刈草を無償で提供します～

国土交通省岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川や支川の堤防除草を年2回実施し、堤防の変状を確認しています。

除草により発生する刈草は、家畜への飼料や敷き草、家庭菜園などの堆肥に利用できるため、必要とする地域の皆さんに無償で提供します。

岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川本川をはじめ支川の砂鉄川、磐井川などの支川を管理しており、管理延長は本川、支川あわせて49.6kmに及びます。

そのうち、堤防の延長は約56kmあり、除草面積は約180万m<sup>2</sup>になります。堤防除草は年2回実施しており、1回目は5月～6月、2回目は8月～10月頃に実施しています。

今回、2回目の堤防除草に伴い発生する刈草を無償で提供しますので、別紙の申込書に必要事項をご記入の上、下記問い合わせ先にご提出下さい。

刈草の有効活用は、堤防を維持管理する費用の縮減に寄与することはもちろんのこと、CO<sub>2</sub>の削減や有機物循環利用にも貢献できます。

○発生箇所及び搬出期間等の詳細については、別添資料を参照。

○配布状況や天候状況に提供時期や提供場所が変更になる場合があります。

〈発表記者会：一関市政記者クラブ〉

問い合わせ先

国土交通省 岩手河川国道事務所

一関出張所長 中村 敏也（内線21） （0191-23-2435）

## 位置図【地区名：一関・平泉地区】



## 【2回目】刈草提供の詳細内容

場所	提供場所	提供期間	提供数量
第1小堤	一関市舞川字三番谷起～平泉町平泉字一筋 地内	9月15日頃～ 無くなり次第終了	400ロール予定
第2小堤	一関市長島字館下～平泉町長島字沢口 地内	9月10日頃～ 無くなり次第終了	800ロール予定

※応募方法：別紙申込み様式に必要事項を記入の上、郵送または持参  
問い合わせ先：一関出張所（電話番号 0191-23-2435）

## 凡例

刈草提供区間

出典：地理院地図に刈草提供区間等を追記して掲載

# 第1小堤

## 凡例

刈草提供区間

既設道路（搬入路）

堤防天端（搬入路）

坂路（Uターン場所）



刈草ロール配布箇所

堤外側

道路

堤内側

天端幅  
6m

第1小堤



※雨に濡れると重くなります。

# 第2小堤

## 凡例

刈草提供区間

既設道路（搬入路）

堤防天端（搬入路）

坂路（Uターン場所）



## 刈草提供申込書

申込年月日	令和　　年　　月　　日
申込者	氏名： 住所： TEL：
利用目的	
提供希望量	梱包ロール _____ 個分 ( 約 _____ m <sup>3</sup> )
搬出予定日	

※注意事項をご理解頂いたうえで申し込みをお願いします。

## 【申し込み先】

一関出張所  
〒029-0131 岩手県一関市狐禅寺字石ノ瀬 155-81  
TEL 0191-23-2435 FAX 0191-23-6841

## 【注意事項】

- 【個人情報の保護】本申込書で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。
- 引き取った刈草は、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- 河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようにしてください。  
また、積込・運搬時については、事故の無いように十分注意してください。
- 万が一、事故が発生した場合は、一関出張所へ至急連絡を入れてください。
- 積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任を持って回収してください。
- 刈草の運搬にあたっては、堤防保護のため、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。堤防を損傷させた場合、補修費を負担していただくことがあります。
- 刈草以外の異物混入については、極力混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合がありますので、了承願います。
- 堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もあります。なお、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。
- 上記、積込・運搬時の事故および引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。
- 発生する刈草は数に限りがございます。必要数量を提供できない場合はご了承ください。

上記注意事項に基づき申し込み、刈草を利用することを確約します。

令和 年 月 日

氏名: \_\_\_\_\_ 印